

議第27号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「8,067人」を「7,905人」に、「116人」を「13人」に改め、同項第5号中「2,272人」を「2,233人」に、「883人」を「881人」に改め、同項第8号中「1,897人」を「1,879人」に改め、同項第9号イ中「1,452人」を「1,419人」に改め、同項中「15,311人」を「15,059人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、本市の芸術大学の廃止及び公立大学法人京都市立芸術大学の設立等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。